

見舞金規程

(目的)

第1条

この規程は、株式会社ベネフィット・ワン（以下「会社」といいます）と株式会社メガロス（以下「提携会社」といいます）が業務提携をして提供するサービスに加入した会員（以下「会員」といいます）を対象とした「見舞金制度」の運営について定めたものです。

(用語の定義)

第2条

この規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- (1) 提供するサービス
「パリュープラス」をいいます。
- (2) 対象施設
提携会社が保有、運営、または管理する日本国内にあるスポーツクラブの施設（施設の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含みます）をいいます。（会員の所属店・他店を問いません。）
- (3) 事故
対象施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によって、身体に被った傷害をいいます。
- (4) 補償対象
会員が「パリュープラス」のサービスが付帯された日（サービス開始日）から、「パリュープラス」のサービスを退会した日までに発生した事故を対象とします。

(見舞金を支払う場合)

第3条

会社は、補償対象期間中に対象施設において発生した事故により、会員本人がその身体に傷害を被った結果、死亡・後遺障害（厚生労働省：労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表の、障害等級第1級～第5級）が生じた場合、入院または通院した場合に、見舞金を支払います。

- (1) 死亡・後遺障害見舞金
 - ① 会員が、第2条(3)の直接の結果として、事故の日（会員が傷害を被った日）をいいます）から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害見舞金を支払います。
 - ② 死亡・後遺障害見舞金は別表の通りとします。
- (2) 入院見舞金
 - ① 会員が、第2条(3)の直接の結果として、生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、医師の治療を受けるために医療機関に入院した場合に、入院見舞金を支払います。
 - ② 入院見舞金は別表の通りとします。なお、事故の日から180日を経過した後の入院については、入院日数に含めません。
- (3) 通院見舞金
 - ① 会員が、第2条(3)の直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師の治療を受けた場合に、通院見舞金を支払います。
 - ② 通院見舞金は別表の通りとします。なお、本条(2)に規定する入院見舞金が支払われる期間中の通院及び事故の日から180日を経過した後の通院については、通院日数に含めません。

(見舞金を支払わない場合、及び限度額)

第4条

会社は、次に掲げる事由によって事故が生じたときは、見舞金を支払いません。

- (1) 会員の故意もしくは重大な過失。
 - (2) 会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
 - (3) 会員の脳疾患、疾病または心神喪失。
 - (4) 会員の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、本規程の対象となる傷害を治療する場合はこの限りではありません。
 - (5) 地震、噴火または津波。
 - (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りではありません。
2. 会員が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものについては、当該症状の原因の如何を問わず見舞金を支払いません。
 3. 会員の疾病および既往症に対しては、原因の如何を問わず見舞金を支払いません。
 4. 会員が、入院見舞金及び通院見舞金が支払われる期間中に、新たに他の傷害を被ったとして

も、重複しては入院見舞金・通院見舞金を支払いません。

5. 見舞金の請求は、「死亡・後遺障害見舞金」「入院見舞金」「通院見舞金」の見舞金種類毎に、それぞれ年間1回とします。また、事故の発生から過去1年以内に各見舞金を支払っている場合には、当該種類の見舞金は支払いません。
6. 同一事故に起因する各見舞金の合計支払額は、10万円を限度とします。

(見舞金の請求)

第5条

会員（死亡見舞金の場合は会員の法定相続人）が見舞金の申請を行う場合は、次に掲げる書類を会社に提出しなければなりません。

- (1) 会社の定める見舞金申請書兼受領書。（会員記入欄がもれなく記入されているもの。）
 - (2) 証明書
 - ① 死亡の場合は、死亡診断書・死体検案書・死亡日が記載されている戸籍謄本。
 - ② 後遺障害の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書。
 - ③ 入院・通院の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書。（入院日数または通院日数を記載したもの。ただし通院日数7日以内の場合は病院名記載の領収証。）
 - (3) その他会社が必要と認める書類。
2. 会員（死亡見舞金の場合は会員の法定相続人）が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは事実と異なる記載をしたときは、会社は見舞金を支払いません。
 3. 会員（死亡見舞金の場合は会員の法定相続人）以外の者からなされた見舞金請求に対しては、会社は見舞金を支払いません。ただし、見舞金請求の意思表示ができない場合、その他正当な事由がある場合はこの限りではありません。
 4. 第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日から原則として180日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、会社は見舞金を支払いません。

(個人情報の取扱い)

第6条

会社は、見舞金の請求に際して会員等の情報を提供していただき、必要な範囲内で適法かつ公正に情報を収集させていただきます。これらの情報は以下の目的の範囲内で利用させていただきます。定められている場合を除き、または下記3.「会員の情報の外部への提供等について」に記載されている場合を除き、会員の同意なしに目的の範囲外で利用したり、第三者に提供することはありません。

2. 利用目的について
会員からお預かりした情報は、見舞金の迅速・円滑・適正なお支払いに利用させていただきます。
3. 会員の情報の外部への提供等について
 - (1) ご提供いただきました情報は、見舞金の迅速・円滑・適正なお支払い等のため、次の場合、会員の同意なしに外部に提供することがあります。また、会員が情報を提供された事故関係者から提供を受けることがあります。
 - ① 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断された場合
 - ② あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等へ提供する場合
 - (2) ご提供いただきました情報は、見舞金の迅速・円滑・適正なお支払い等のため、次の場合、会員ご本人の事前同意を得たうえで、外部に提供することがあります。また、会員が情報を提供された事故関係者から提供を受けることがあります。
 - ① 会社が、見舞金制度の安全かつ円滑な運営のために損害保険契約を締結している（株）損害保険ジャパンに対して、見舞金請求に関する情報を提供する場合
 - ② 見舞金の適正・迅速な支払のために、事故関係者（医療機関等）や保険金の請求・支払に関する関係先、社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等へ提供する場合
- (3) 上記(2)の場合において、ご提供いただいた情報の外部への提供に関し、会員ご本人が同意しない場合は、会社は見舞金の審査・支払いをしないものとします。

(規程の改廃)

第7条

会社及び提携会社は、会員の承諾無しに本規程を改定または廃止することができるものとします。

2010年9月1日現在

(別表)

会社が会員（死亡見舞金の場合は会員の法定相続人）に対して支払う見舞金の額は以下の通りとします。

見舞金種類	見舞金額	
死亡・後遺障害見舞金 (障害等級第1級～第5級) ※1	100,000円	
入院見舞金（入院日数別） ※2	31日以上	100,000円
	15日以上30日以内	50,000円
	8日以上14日以内	30,000円
	1日以上7日以内	20,000円
通院見舞金（通院日数別） ※2	31日以上	50,000円
	15日以上30日以内	30,000円
	8日以上14日以内	20,000円
	1日以上7日以内	10,000円

※1 事故の日（会員が傷害を被った日）をいいます）から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に、死亡・後遺障害見舞金を支払います。なお、後遺障害の障害等級は、「厚生労働省：労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表」の障害等級に準じます。

※2 事故の日から180日を経過した後の入院・通院については、入院・通院日数に含めません。

- ・見舞金の請求は、「死亡・後遺障害見舞金」「入院見舞金」「通院見舞金」の見舞金種類毎に、それぞれ年間1回とします。また、事故の発生から過去1年以内に各見舞金を支払っている場合には、当該種類の見舞金は支払いません。
- ・同一事故に起因する各見舞金の合計支払額は、10万円を限度とします。